代　金　取　立　規　定

第１条（この規定の取引に係る契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立するものとします。

第１条の２（取扱証券類）

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は代金取立として取扱います。ただし、２０２６年９月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。

第２条（要件の補充等）

(1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第３条（手数料等）

(1) 代金取立の受託にあたっては、当金庫所定の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示をした場合には、その手数料を別途にいただきます。

(2) 特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。

第４条（発送）

証券類の取立を当金庫の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当金庫が適当と認める時期、方法により発送します。

第５条（引受けのない手形等の取扱い）

(1) 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するにとどめ、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。

(2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

第６条（取立代金の入金）

(1) 手形のうち支払期日までに当金庫所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当金庫が「期日入金手形」として取扱ったものについてはその手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後に当金庫でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。

(2) 「期日入金手形」以外の証券類については、金融機関相互間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

(3) 当金庫が取立を依頼した先方金融機関の見込みにより、支払人に対し相当期間その支払いを猶予して取立てることがあります。

第７条（証券類の不渡り）

(1) 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。

(2) 不渡りとなった証券類は当金庫で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

(3) 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続きをします。

第８条（証券類の組戻し）

(1) 証券類の組戻しをされる場合には、支払期日の前日までに当金庫所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

(2) 組戻しをした証券類は当金庫で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

第９条（証券類の喪失・通信の遅延等）

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については当金庫は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

第10条（譲渡、質入れの禁止）

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は譲渡、質入れすることはできません。

第11条（規定の変更等）

(1) 当金庫は本取引の各条項その他の条件について民法548条の４の規定により、次の場合に本規定を変更できるものとします。

① お客様の一般の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合

(2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容および効力発生日をホームページその他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

(3) 第１項２号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には１ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以　上

2026年10月1日現在